

## ○大鰐町重度心身障害者医療費支給条例

昭和59年12月21日  
条例第25号

大鰐町重度心身障害者医療費支給条例(昭和50年大鰐町条例第23号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者(以下「障害者」という。)の健康を保持するため、その医療費の一部を支給することにより、自己負担の軽減並びにその療育の推進により福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、大鰐町の区域内に住所を有し、65歳未満の者にあつては、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は大鰐町重度心身障害者医療費支給条例施行規則(以下「規則」という。)に定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員若しくはその被扶養者であり、65歳以上の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療被保険者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で当該各号に規定する身体障害者手帳、愛護手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であるもの及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けたものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。)
- (2) 青森県愛護手帳(療育手帳)制度実施要綱(平成15年8月15日制定)による愛護手帳の交付を受け、青森県愛護手帳交付実施要領(平成9年3月3日制定)3による「A」に該当する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項による1級に該当する者  
(平5条例20・平12条例30・平16条例13・平17条例19・平18条例22・平20条例11・一部改正)

(支給の制限)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、対象者から除く。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の国民年金法(以下「旧法」という。)第67条第1項に規定する種類及び程度の災害を受けた場合はこの限りでない。

- (1) その者の前年の所得(1月から9月までの間の受診分に関しては前々年の所得。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法施行令(昭和61年政令第53号)による改正前の国民年金法施行令等の政令(昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。)第6条の4第1項に定める額を超えるとき。
- (2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。
- (3) 対象者の属する世帯に属するすべての国民健康保険被保険者について療養のあった月の属する年の前年(当該療養のあった月が1月から7月までの場合にあつては、前々年)に国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超えるとき。
- (4) 対象者が65歳以上で、市町村民税世帯非課税者(その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。))が課されない者(市町村の特例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者

を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)をいう。)に該当しない場合

- 2 前項第1号又は第2号に規定する所得の範囲及びその額等の計算方法は、旧政令第6条及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条の規定により読み替えて適用される旧政令第6条の2の規定の例による。

(平5条例20・追加、平17条例19・平18条例22・平24条例32・一部改正)

(受給者証等)

- 第4条 町長は、対象者又は対象者の父母、配偶者、親権者若しくは未成年後見人又は補助人、保佐人若しくは成年後見人、その他の者で現に対象者を保護する者(以下「保護者」という。)に対し、規則の定めるところにより支給を受ける資格を証する受給者証等を交付する。

(平5条例20・旧第3条繰下・一部改正、平12条例30・一部改正)

(支給の額)

- 第5条 町長は、受給者証等の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合において、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額のうち、国民健康保険法、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律、その他医療に関する法令等の規定により保険者又は国若しくは地方公共団体が当該医療に関して負担すべき額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。))が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乘じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額に相当する額(以下「支給額」という。)を支給する。

(1) 対象者が国民健康保険法による療養の給付、療養費、保険外併用療養費又は訪問看護療養費の支給を受けたとき。

(2) 対象者が社会保険各法による療養の給付、療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、療養費、保険外併用療養費又は訪問看護療養費の支給を受けたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税世帯非課税以外の対象者が前項の各号の一に該当する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号の規定の適用を受けるとした場合に同項の規定により負担することとなる額から同法第84条の規定により算定した高額療養費に相当する額を控除した額を支給額から控除した額を支給する。

(平5条例20・旧第4条繰下・一部改正、平6条例18・平12条例30・平12条例39・平14条例17・平16条例13・平17条例19・平18条例19・平18条例22・平20条例11・平20条例34・平21条例22・平21条例30・一部改正)

(支給の決定及び方法)

- 第6条 前条の規定による医療費の支給は、規則の定めるところによる申請に基づき、町長がその内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し、支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律による医療費並びに国民健康保険法及び社会保険各法に規定する保険外併用療養費、療養費、特別療養費、家族療養費を除く医療費の支給にあっては、町長は、当該医療を受けた者が、当該保険医療機関又は保険薬局に支払うべき費用をもって支給額とし、その者に代わり当該医療機関に支払うものとする。この場合、その者に対し、医療費の給付があったものとみなす。

(平5条例20・旧第5条繰下・一部改正、平6条例16・平12条例30・平16条例13・平17条例19・平18条例22・平27条例27・一部改正)

(支給の期間)

- 第7条 支給の期間は、対象者が受給資格の要件を満たすこととなった日から、受給資格の要件を欠くに至った日までとする。

(平5条例20・旧第6条繰下)

(届出義務)

- 第8条 対象者又は保護者は、規則で定める事項について速やかに町長に届け出なければならない。

(平5条例20・旧第7条繰下)

(譲渡又は担保の禁止)

- 第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平5条例20・旧第8条繰下)

(支給金の返還)

第10条 町長は、対象者の医療に関し、対象者又は保護者が損害賠償を受けたときは、その金額の限度においてこの条例に定める支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、偽りその他不正行為により、この条例による支給を受けた者があるときは、その者からすでに支給を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平5条例20・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平5条例20・旧第10条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成5年条例第20号)

1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成6年条例第18号)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この条例による改正後の大鰐町重度心身障害者医療費支給条例の規定は、適用日以後の受療について適用し、適用日以前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、この条例の適用日以後の受療について適用し、適用日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則(平成20年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年条例第22号)

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年8月1日から適用する。

附 則(平成24年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則(平成27年条例第27号)

この条例は、平成27年10月1日から施行し、改正後の大鰐町重度心身障害者医療費支給条例の規定は、同日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。